

事 務 連 絡

平成 2 7 年 3 月 5 日

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関
都道府県トラック協会
適正化事業部（課）長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
適 正 化 事 業 部 長

「アルコール検知器の適切な使用及び管理」に係る指導の徹底について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、適正化事業の推進につきまして、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 7 年 2 月 1 9 日、国民生活センターの発表として「息を吹きかけて呼気中のアルコール濃度を調べる簡易型アルコールチェッカーの中に正確に測れないものがある」とし、「運転の可否判断には使用しないでほしい」旨の呼びかけがありました。これを踏まえ、同日付けで国土交通省より「アルコール検知器の結果のみならず、目視等により総合的に判断する」こと、また、「製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、常時有効に保持する」よう通達があり、2月23日付け全ト協発第563号（環）により各都道府県トラック協会会長宛に発信されたところであります。

つきましては、巡回指導の際に、上記通達の周知徹底に努められるとともに、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」に「毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項」として定められている「洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。」（第7条第4項関係（4）②イ）との規定に従い、アルコール検知器を適切に管理するようご指導願います。

なお、判定につきましては、今までとおおり「巡回指導マニュアル」に基づき行っていただきますようお願い申し上げます。

敬具